

令和5年度 第2回

幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和5年11月27日（月）
午後6時30分
場所 幕別町役場
3階 AB会議室

[会議次第]

1 開会

2 会議録署名委員の指定

3 議件等

- (1) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- (2) 議案第2号 第3期幕別町国民健康保険データヘルス計画（案）について

4 その他

5 閉会

議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第28条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うこ

とができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第2号 第3期幕別町国民健康保険データヘルス計画（案）について
（資料2参照）

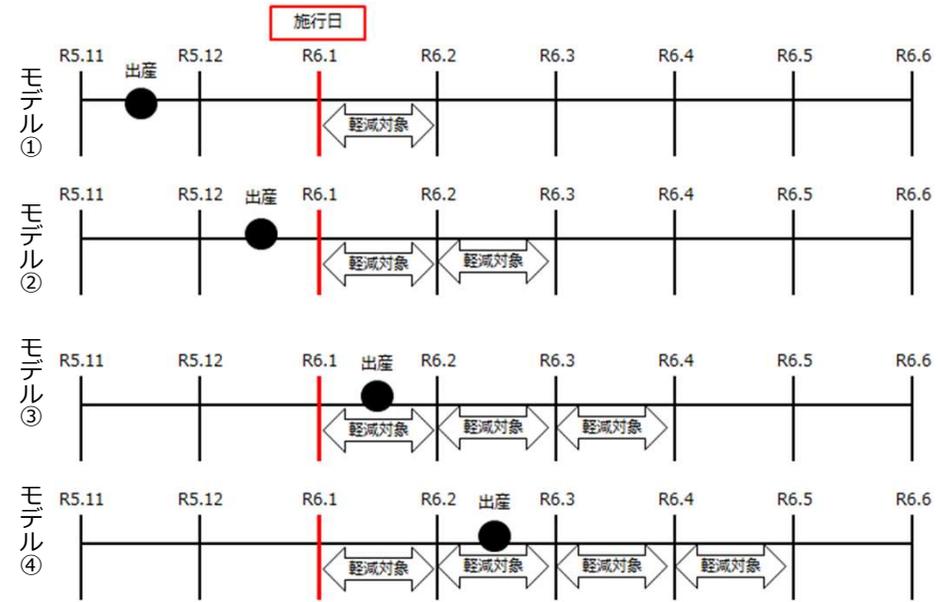
導入の経緯

- 国民健康保険制度の保険税は、加入者が等しく負担する均等割額と平等割額（応益）と所得に応じて負担する所得割額（応能）により設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置（7割・5割・2割）が講じられている。
- 子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国民健康保険制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（単胎妊娠の場合は4ヶ月間、多胎妊娠の場合は6ヶ月間）のうち、均等割及び所得割額を免除する。

（参考）健保法等改正法 参議院付帯決議（令和3年6月）

国民健康保険に導入される未就学児に対する均等割保険料・税の軽減措置について、市町村や都道府県等における財政状況等を勘案しながら、対象者や減額幅の更なる拡充を引き続き検討すること。また、国民健康保険については、被用者保険と異なり、出産手当金制度等の所得保障を目的とする現金給付が任意による実施とされ、産前・産後における保険料免除制度も設けられていないことから、少子化対策等の観点を踏まえ、財源や保険料負担の在り方等を勘案しつつ、出産に関する保険料における配慮の必要性や在り方等を検討すること。

免除のイメージ（単胎児の場合）



モデルケース③の保険税

(Aさん(30歳) 収入300万円、Bさん(26歳) 収入100万円、令和6年1月に出産予定)

<改正前>

	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	106,260円	50,000円	30,200円	186,400円 <small>百円未満切捨て</small>
後期分	37,030円	14,800円	8,200円	60,000円 <small>百円未満切捨て</small>
介護分	0円	0円	0円	0円
			合計	246,400円

<改正後>

	所得割	均等割	平等割	合計
医療分	105,930円	43,750円	30,200円	179,800円 <small>百円未満切捨て</small>
後期分	36,915円	12,950円	8,200円	58,000円 <small>百円未満切捨て</small>
介護分	0円	0円	0円	0円
			合計	237,800円

- <所得割軽減額計算方法> 【医療分】 $((100万円 - 55万円) - 43万円) \times 6.6\% \div 12月 \times 3月$ (減免対象月) = 330円
 【後期分】 $((100万円 - 55万円) - 43万円) \times 2.3\% \div 12月 \times 3月$ (減免対象月) = 115円
- <均等割軽減額計算方法> 【医療分】 $25,000円 \div 12月 \times 3月$ (減免対象月) = 6,250円
 【後期分】 $7,400円 \div 12月 \times 3月$ (減免対象月) = 1,850円

**軽減保険税額
8,600円**

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (案) 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎課税額の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.6を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る基礎課税額の部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,000円とする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。</p> <p>第8条 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎課税額の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.6を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る基礎課税額の部分の規定を適用しないものとする。</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について25,000円とする。</p> <p>第6条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。</p> <p>第8条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,400円とする。</p> <p>第10条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。</p> <p>第12条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。</p> <p>第14条～第25条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）を</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について7,400円とする。</p> <p>第10条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。</p> <p>第12条 略</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。</p> <p>第14条～第25条 略</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）を</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>いう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,500円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,180円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,500円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,700円</p>	<p>いう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,500円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,180円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,370円</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,500円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 3,700円</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,000円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,480円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円</p> <p>カ 略</p> <p>2 略</p>	<p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,000円</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,480円</p> <p>エ 略</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円</p> <p>カ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（<u>多胎妊娠の場合には、3月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」</u>という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第26条の2～第28条の2 略</p>	<p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第26条の2～第28条の2 略</p> <p><u>（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p>第28条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第29条及び第30条 略</p>	<p> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> <u>(5) その他町長が必要と認める事項</u> 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければ<u>ならない。</u> <u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> <u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u> <u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。<u>。</u> 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。<u>。</u> </p> <p>第29条及び第30条 略</p>

1. 背景

- 平成25年の「日本再興戦略」において、国民の健康寿命の延伸のための予防・健康づくりに資する新たな仕組みとして「データヘルス計画」が掲げられ、作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとされました。
- それを受け、厚生労働省は平成26年に保健事業指針の一部を改正し、**市町村国保は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を図るための実施計画（データヘルス計画）**を策定し、実施することとなりました。
- その後、平成30年から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太2020）」において、各保険者が策定するデータヘルス計画の標準化を推進することとなりました。

2. 目的

- 国保被保険者の健康の保持増進、生活の質（QOL）の向上を図ります。
- その実現のため、**特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定める「第4期特定健康診査等実施計画」と、その実施状況の評価を目的としたデータヘルス計画を一体的にまとめた「第3期幕別町データヘルス計画」を策定します。**

3. 計画の位置付け

- 「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」に示された、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」を踏まえ町が策定する「まくべつ健康21」や北海道健康増進計画、北海道医療費適正化計画、幕別町保健福祉ビジョン2024、北海道後期高齢者医療広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、北海道国民健康保険運営方針等との整合性を図ります。

4. 計画期間

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
国民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画	現計画最終年度	第3期 国民健康保険データヘルス計画 第4期 特定健康診査等実施計画					第4期 国民健康保険データヘルス計画 第5期 特定健康診査等実施計画						
まくべつ健康21		第3期 まくべつ健康21											

5. 現計画からの継続課題

① 特定健診受診率

	目標値 (R5)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
特定健診受診率	60%	30.9%	40.7%	44.2%	45.8%	42.3%	47.5%

特定健診受診率は国の目標に達していないことから、引き続き受診率向上のための取組を行う必要がある。

② BMI25以上の肥満者の減少

	目標値 (R5)	H29	H30	R1	R2	R3	R4
BMI	男性30% 女性18%	男性37.4% 女性22.9%	男性40.0% 女性25.0%	男性39.7% 女性27.1%	男性42.8% 女性29.4%	男性39.9% 女性25.7%	男性39.4% 女性25.4%

肥満による生活習慣病リスクを下げるため、メタボリックシンドロームや予備群の該当者を減らしていく必要がある。

6. データから見える課題

① 肺がんによる死亡者数

◎平成22年から令和1年までの死因別の死亡者数とSMR（P13）

順位	死因	死亡者数	標準化死亡比					国
			うち女性	幕別町	うち女性	道	うち女性	
1位	肺炎	254人	108人	85.3	84.1	97.2	95.5	100
2位	脳血管疾患	212人	110人	73.5	76.0	92.0	90.4	
3位	肺がん	170人	51人	94.2	103.0	119.7	125.4	
4位	虚血性疾患	160人	70人	88.2	92.2	82.4	83.5	
5位	大腸がん	115人	60人	96.9	112.1	108.7	111.6	

<健康課題> 女性の肺がんによる死亡者数が多い。

② 糖尿病に係る一人当たり医療費

◎疾病分類（中分類）別外来医療費（P21）

順位	疾病分類	医療費	一人当たり医療費	
			医療費	割合
1位	糖尿病	115,198,410円	19,384円	9.6%
2位	その他悪性新生物	65,571,780円	11,033円	5.5%
3位	高血圧症	64,085,570円	10,783円	5.4%
4位	腎不全	51,361,120円	8,642円	4.3%
5位	その他の心疾患	49,666,140円	8,357円	4.2%

<健康課題>
新規人工透析患者はここ数年0人～2人で推移しているものの、糖尿病に係る医療費が高額である。

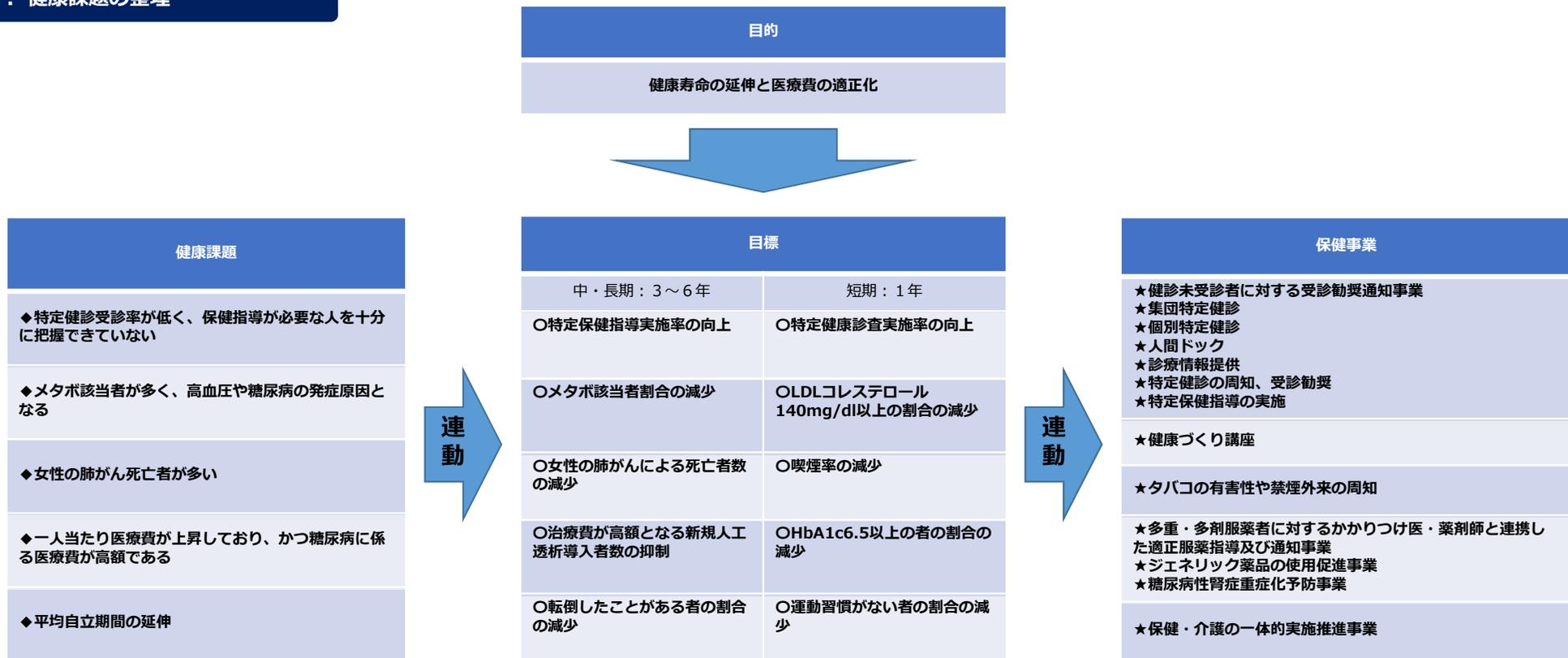
③ 平均自立期間

◎平均余命・平均自立期間（P11）

	男性			女性		
	平均余命	平均自立期間	差	平均余命	平均自立期間	差
幕別町	82.5	80.8	1.7	87.5	84.3	3.2
国	81.7	80.1	1.6	87.8	84.4	3.4
道	81.0	79.6	1.4	87.3	84.2	3.1
同規模	81.8	80.4	1.4	87.7	84.5	3.2

<健康課題>
平均余命と平均自立期間の差（不健康期間）を狭めるため、平均自立期間の更なる延伸が必要である。

7. 健康課題の整理



8. データヘルス計画の目標

最上位目標	評価指標	開始時	目標値	中長期目標	評価指標	開始時	目標値	短期目標	評価指標	開始時	目標値
健康寿命の延伸	平均余命と平均自立期間の差	(R4)	(R11)	特定保健指導実施率の向上	特定保健指導実施率	(R4)	(R11)	特定健康診査実施率の向上	特定健康診査実施率	(R4)	(R11)
		男性 1.7歳 女性 3.2歳	男性 1.4歳 女性 3.1歳			48.1%	60.0%			47.5%	60.0%
医療費の適正化	総医療費に占める慢性腎不全(透析あり)の医療費の割合	(R4)	(R11)	メタボ該当者割合の減少	メタボ該当者割合	(R4)	(R11)	LDLコレステロール140mg/dl以上の者の減少	LDLコレステロール140mg/dl以上の者の割合	(R4)	(R11)
		1.9%	1.7%	22.3%	20.0%	26.7%	26.0%				
				女性の肺がんによる死亡者数の減少	女性の肺がん死亡者の標準比死亡比	(H22~R1)	(R2~R11)	喫煙率の減少	喫煙率	(R4)	(R11)
				103.0%	100.0%	16.0%	14.4%				
		治療が高額となる新規人工透析導入者数の抑制	新規人工透析患者数	(R4)	(R11)	HbA1c6.5以上の者の割合の減少	HbA1c6.5以上の者の割合	(R4)	(R11)		
		0人	0人	10.2%	9.2%						
		転倒したことがある者の割合の減少	転倒したことがある者の割合	(R4)	(R11)	運動習慣がない者の割合の減少	運動習慣がない者の割合	(R4)	(R11)		
		17.3%	15.6%	62.8%	60.0%						